

平成27年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第90号	平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	9月10日
議案第91号	平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第92号	平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第93号	宝塚市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第4号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願	不採択 (賛成少数)	
請願第5号	職員の政治的行為の制限に関する条例の制定についての請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

① 平成27年 9月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

② 平成27年 9月10日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

③ 平成27年10月 5日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

平成27年第4回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第90号 平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第2号)

議案の概要

補正後の歳入歳出予算の総額 737億9,872万6千円(1億7,040万円の増額)

歳出予算の主なもの

増額 権利擁護支援事業、実費徴収補足給付事業、道路維持事業、
小学校施設管理事業、過年度精算に係る国庫補助金等返還金

減額 執行額の確定などに伴う執行残など

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 小学校施設に係る学校施設環境改善交付金

県支出金 河川環境整備事業に係る美化事業委託金

繰入金 財政調整基金とりくずし

市債 小・中学校施設整備事業債

繰越明許費の補正

設定 長尾中学校屋内運動場改築事業

債務負担行為の補正

追加 市県民税及び軽自動車税に係るシステム改修業務委託料ほか2件

変更 宝塚市土地開発公社事業資金に係る債務保証

地方債の補正

増額 小・中学校施設整備事業債などの限度額

減額 清掃運搬施設等整備事業債の限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

(ふるさと納税)

問1 ふるさと納税の記念品リニューアルの内容と新たな品目は。

答1 宝塚ブランドコースと愛と夢の宝塚コースを設定。昨年は年1回であった宝塚歌劇の観劇チケットを、ことしは2倍の年2回としたが、好評のため急遽年3回とした。そのほか、モノ・コト・バ宝塚の中から米、つりしのぶ、洋菓子の詰め合わせなど24品目、また手塚作品の全巻セットを4作品用意した。

問2 ふるさと納税の記念品リニューアルのプロモーションは。

答2 新聞発表と、ふるさと納税専門のインターネットサイトである、ふるさとチョイスに登録、クレジットカードでの納付も可能にした。

問3 当初予算との比較と初期投資費用は。

答3 当初予算が240万円。今回の補正予算で300万円計上し、合計540万円とする予定。寄附件数に応じて商品を発送するため、初期投資としてはふるさとチョイスの登録手数料の10万8千円のみ。

問4 当初予算ではなく、補正予算で計上した理由は。

答4 平成26年度は好調で一月に20～100万円程度の寄附があったが、平成27年4月には10万円を切り、6月には3万円程度と落ち込みが顕著であったため、記念品のリニューアルが急がれた。9月1日に商品をリニューアルし、寄附額も盛り返してきた。

(マイナンバー制度関連)

問5 マイナンバー制度への対応にかかるシステム改修費用は全額国庫補助金が充当されると考えていたが、実際には市の負担が3分の1となっている。今後の改修についても費用が発生していくのか。

答5 業務内容により補助率が異なり、税・住基に関するものは10分の10、健康管理に関するものは3分の2となっている。国は補助金の額を人口割で一定の額としているが、宝塚市の改修費用は国の想定より高額なため、補助率が10分の10であっても市の持ち出しは発生するもの。

問6 健康管理システムについても法律上マイナンバー制度の番号と関連づけなければならないといった義務規定はあるのか。

答6 条文上は「することができる」との表記であるが、別表では規定されているため、利用もやむを得ないと考えている。

問7 情報漏えいや目的外利用等、利用範囲が広がると不正利用しやすくなる恐れがあるが、対策は。

答7 閲覧範囲が広がるとリスクがふえるため、対策として、連携についてはマイナンバーを使用せず符号番号を用い、芋づる式に漏えいすることを防ぐ。また、マイ・ポータルサイトで誰の情報をどこが参照したか記録されており、個人で確認できるようになる。

問8 今まで健診データをほかの自治体に提供したことはあるのか。

答8 本人の申し出により、本人を介して他市の検診機関などに提供した経緯はあるが、直接自治体間での提供はない。

問9 今後、マイナンバー制度を利用して健康管理システムを運用していく場合も、データ提供の際は本人の同意を求めるのか。また、実際の運用の規定は。

答9 本人の同意を求めるのかどうか、運用の体制はまだ決まっていないが、法や別表

で制限ができると考えている。厚生労働省から省令も公布されることから、条例を制定する必要はないと考えているが、必要があれば対応する。

(市営住宅管理事業)

問10 市営住宅の指定管理料の減額理由は、指定管理者が当初に掲げた目標値の未達成によるものと聞いているが、原因は。

答10 家賃や駐車場使用料の徴収率の目標値を定めているが、指定管理者の体制の中で徴収専門員に欠員が生じ4カ月程度不在であったため、結果として目標値が達成できなかったとの報告を受けている。

問11 指定管理制度を導入して以降の家賃等の徴収率は、市直営で徴収していた時と比較してどうなっているのか。

答11 直営時の最終5年間平均で家賃徴収率が87.46%、駐車場料徴収率が83.7%。指定管理制度を導入している平成26年度の実績は家賃徴収率が93.4%、駐車場料徴収率が86%となっている。

問12 目標徴収額を下回った場合に提出される徴収業務改善計画書の、今回の改善のポイントは徴収専門員の不在期間短縮だと考えるが、補充計画について記載はあったのか。

答12 直接的な表現はないが、徴収専門員を2名体制にするとのことであった。

問13 指定管理者として不適格では、何らかのペナルティは考えているのか。

答13 目標に達していない分は規定された算出方法により減額分を返金してもらうという考え方であり、ほかにペナルティは考えていない。指定管理期間は5年であり、5年間は続けていく。

問14 今回の算定では、指定管理料の年額の8分の1にあたる金額を減額することになるが、入居者へ影響が出るのではないかと。目標値の未達成部分は、今後改善しているのか。

答14 過去の指定管理者の家賃徴収実績が94%程度であるのに対し、今回事業者が掲げた家賃徴収率である98%は、目標値として非常に高い。徴収率を上げる体制づくりを要求していくが、今後も減額はあるのではないかと考えている。

(長尾中学校屋内運動場改築事業)

問15 長尾中学校屋内運動場改築事業について、取得予定の建設地は敷地面積が6,700平米と宝塚ガーデンフィールズ跡地での取得予定地の3分の2ほどの広さがあるが、本当に必要な広さなのか。また、屋内運動場の床面積は。

答 1 5 屋内運動場の床面積は1,200平米を想定。当該地区は第3種高度地区であるため日影規制があり、法的基準をクリアする最低面積は4,400平米となっている。また、開発許可を得るためには9メートル道路に接している必要があり、道路用地を含めて6,700平米となっている。

問 1 6 道路用地の取得費は、道路部門で予算化しているのか。また、当該道路は都市計画道路に当たるのか。

答 1 6 都市計画道路中筋山本線に当たるが、用地は未取得。

問 1 7 当初予算に不動産鑑定委託とあるが、鑑定結果は。

答 1 7 現地測量については8月17日に境界立会を終えており、今後鑑定を進めていく。

問 1 8 取得予定の土地は農地転用などの手続きは必要あるのか。

答 1 8 取得予定の土地は生産緑地であり、生産緑地の趣旨のひとつには、公共施設等の整備用地としての意味合いもある。今回の利用は制度の趣旨に合致しているが、都市計画法に基づき、生産緑地地区廃止の手続きは必要だと考えている。

問 1 9 事業の全体像が見えないが、説明不足では。

答 1 9 学校の敷地内での建て替えも検討したが、授業を進めながらでは仮設の体育館が必要となり、新築ほどの費用がかかる。仮設の設置にも敷地外での土地が必要となり、いろいろ模索していたところ現在の計画に至った。今回は説明不足であった。今後改めていきたい。

(NTN株式会社宝塚製作所跡地利活用検討事業)

問 2 0 NTN(株)跡地のフェンス等設置工事費が計上されているが、土地の引き渡しはいつごろになるのか。

答 2 0 土地の引き渡しは今年度末、2月から3月を予定。

問 2 1 現在、民間開発マンションのモデルルームが建てられているところは、市への引き渡し予定地内のようなが、引き渡し時には撤去されるのか。

答 2 1 土地の引き渡しまではNTN(株)が市の了解を得て土地の使用を可能としているため、現在の利用者とNTN(株)が契約を結んでいる。引き渡し時には撤去されるもの。

(その他の質疑)

問 2 2 子ども・子育て支援新制度施行に伴う実費徴収補足給付事業については、市の負担が3分の1となっているが、交付金等で措置されるのか。

答 2 2 地方消費税交付金で財源措置されると聞いている。

問 2 3 権利擁護支援事業と障害者福祉事業において、社会福祉審議会等の費用が計上されている。障害者差別解消法関連とのことだが、当初予算要求時からわかっていたこと。なぜ補正予算で、拡充事業として計上されたのか。

答 2 3 本来は当初予算で計上し、年度当初からの事業としたかったが職員が不足し、そこまで手が回らなかった。本年4月の人事異動で担当課長が配属され、取り組むことが出来た。

問 2 4 組織体制の見直しにより、本年4月から生活援護課が生活支援課と生活保護課に分割された。郵便物の差出欄が、今まで生活援護課であったものが生活保護課となったことにより、誤配や郵便物の抜き取りなど受取人以外の人に見られた場合、大きく個人のプライバシーが侵害される恐れがある。考える必要があるのではないか。

答 2 4 課名が直接的すぎるとの意見もあり、検討が必要ではないかと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第91号 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 288億1,722万3千円（7,447万7千円の減額）	
歳出予算の主なもの	
増額	保健事業、償還事業
減額	介護納付金事業など
歳入予算の主なもの	
増額	国からの特別調整交付金
減額	療養給付費等負担金
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第92号 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 177億1,320万7千円（650万7千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額 過年度精算に係る地域支援事業診療報酬支払基金交付金返還金	
歳入予算の主なもの	
増額 介護保険事業補助金、介護給付費準備基金とりくずし	
減額 職員給与費等繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	500万円の事務費交付金とあるが、法改正によるシステム改修費補助金の内容は。
答1	介護保険制度が平成27年に改正され、それに伴いシステムを改修する必要があるため、国費から一定の高齢者人口に対し設けられた基準額に応じ補助金が交付されるもので、本市は500万円であった。
問2	職員給与繰入金が500万円減額されていることとの関連性は。
答2	職員給与も事務費も一般会計から繰り入れられており、事務費が今回補助金により増額されたため、その分を職員給与繰入金で減額とした。
問3	介護給付費準備基金が562万5千円取り崩されているが、現在の残高は。
答3	平成26年度決算では準備基金が6千万円ほど残っているが、償還金で国費と県費を返す必要があり、現在残っている基金では足りないため12月補正で繰越金を基金に積んで償還金を返すこととしており、その時点で平成26年度までに積み立てた基金はなくなる。
問4	基金によって保険料が下がる見込みも出てくるが、今後期待はできないのか。
答4	決算認定を受けてからの話になるが、県の安定化基金を財源としている。それにより昨年の見込み給付費が減って剰余金が発生したため、決算認定を受けたあと基金に積む予定。今期が始まったばかりで何とも言えないが、それをもって次期事業計画での保険料の引き上げ幅を圧縮する見当もできるのではないかと考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第93号 宝塚市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の整理を行うため、条例を改正しようとするもの。
論 点 改正による影響について <質疑の概要>	問1 附則には特定警察職員等とあるが、宝塚市での対象は。 答1 本市では、消防職のうち消防司令以下の副課長級以下213名、約95%が対象となる。 問2 附則が適用される職員への影響は。 答2 ない。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第4号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願

議案の概要

事業主である夫、父親と共に家業に携わっている女性家族従業者は、家族経営の自営業にとっては、なくてはならない存在として働いている。

しかし、同居家族というだけで、家族従業者の給料は基本的には必要経費にならず、特例として最高額でも配偶者は86万円、その他の家族は50万円しか認められていない。しかも、この特例を利用すると配偶者控除や扶養控除は適用されない。

こうした不公正な実態になっている根源が所得税法第56条である。

現在、全国では405自治体、兵庫では4自治体が所得税法第56条の廃止または見直しを求める意見書を採択し国に送付している。

青色申告を選択すればいいので、第56条廃止は必要ないという意見がある。これは、働いている実態が同じなのに、申告の仕方によって経費にできる、できないという違いが生まれること自体が公正ではない。さらに、青色申告の専従者給与の金額は税務署長の承認が必要であり、取り消される場合もある。

また、白色申告者は、記帳をしていないから実態がわからないという意見もある。これについては、平成26年度から国税通則法が改正され、全ての事業者に記帳が義務化されたので、家族従業者に支払った給料も当然記帳されることになる。

中小業者、農業、漁業、林業など家族経営の自営業で働く女性たちの働きを公正に認め、給料を経費にできるように、そして給料の中から税金を支払い、個人として国政、地方政治に貢献できる自立した存在になれるように、地域の中で女性たちが生き生きと力を発揮して働ける環境づくりの一環として、上記の事項を内容とする意見書を国会と関係機関に提出するよう請願する。

請願の項目

- 1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国会と関係機関に提出して下さい。

<質疑の概要>

問1 所得税法第56条の問題点は何か。

答1 家族従業者について、社会上では働きが認められていないということが問題。例えば一般的な給料をもらっていたとしても、社会的に給与所得を証明するものがないため、所得は86万円または50万円しかないと思われてしまう。

問2 具体的には家族従業者にどのような支障が出ているのか。

答2 基本的に住所が同じなら、「居住者と生計を一にする」となるため、給料として認められず、住宅や自動車を購入する際、ローンが組めない、事故の被害者となっ

た場合の所得算定が低くなる等の問題が出てきている。

問3 所得税は、個人課税が原則となっている。同法第56条は、昭和25年の立法当時、個人事業が家族全体の協力のもとに家族の個人財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、家族に個々の給料を支払う習慣がなく、家計と事業所得を切り離して考えることに無理があったため設けられたものであり、租税回避を防止する一定の役割も果たしている。

現在の時代に合わない部分もあるが、第56条の存在意義は大きい。第56条を廃止しても現状の解決にはならず、かえって租税回避を助長するのではないか。

答3 恣意的に租税回避を行おうと思えばこの同法第56条の規定がなくてもできる。この請願は家族従業者の人権の観点から提出されているものである。

問4 同法第56条の例外規定として、同法第57条に青色申告の制度がある。法的にも選択ができるように担保されているが。

答4 事業主体によって状況は違うが、申告の方法をどうするかは事業主が決定するもので、家族従業者にはその選択する権限はない。

問5 同法第56条の廃止を求めるより、「居住者と生計を一にする」という対象とならないよう、家を出て自立して生計を別にしたらよいのではないか。また、専業主婦としてみなされるとだめなのか。

答5 すべての家族従業者が自立できる家庭環境にあるわけではない。同様の仕事を別の職場で勤務すれば労働者として認められるが、家業に従事すると家の手伝いや家事の延長とみなされてしまうことを問題視している。

問6 現時点において、兵庫県内で同様の意見書を求める請願を採択した自治体は。

答6 宍粟市、太子町、福崎町、市川町の4自治体で採択されている。

問7 同法第56条については、帳簿の記帳を推進するための役割があるとの解説もある。同法が制定されてからの社会情勢の変化をどう認識しているのか。

答7 十分ではないが、当時に比べれば大きく女性の地位向上が進んできた。以前はどんぶり勘定だった白色申告も、記帳の重要性が認識され、記帳化も進んできた。また、平成26年1月1日から記帳が義務化され、青色申告との差異がなくなってきた。

問8 家族関係の変化はどうか。

答8 家庭の中での女性の役割も変化してきた。社会全体で働く女性がふえてきており、家族の働く形態も変化してきている。

問 9 同法第56条を人権問題として取り上げているが、人権侵害としての裁判が起こされたり、判例が出たりしているのか。

答 9 判例や事例は把握していない。

問 10 過去に3回、同じ団体より同趣旨の請願が出され、いずれも不採択となっている。今回新たに請願を提出されたのはなぜか。

答 10 本年4月の改選で新しい議会の体制となったこと、また、平成26年1月1日より白色申告においても帳簿の記帳が義務化され、取り巻く環境が変わったことから提出されたもの。

問 11 平成21年に提出された同趣旨の請願審査において、同法第56条については、参議院財政金融委員会で当時の財務大臣が「国でも研究をしてみる」と答弁したとの説明があったが、その研究は進んでいるのか。

答 11 国会の中でも議論が進んでいることは聞いているが、見直すまでは至っていない。請願者は、地方議会での請願が採択され、国への意見書を提出することが国の見直しを後押しするとの思いを持っている。

問 12 税務大学校の教育官が同法第56条の課題に一石を投じる私見を出している。第56条が抱える問題は認識するが、第56条の廃止によって影響が出てくる部分もある。国でも第56条の廃止まで議論が至っていないのでは。

答 12 国会でも議論をせざるを得ない状況になってきたのは請願者たちの地道な活動によるもの。全体で考えればさまざまな課題はある。

自由討議

委員A 以前、同種の請願審査の際は、反対の立場をとっていた。しかし、白色申告の帳簿の記帳が義務化され、租税回避が一定担保されたこと、家庭のあり方や個人の考え方の変化によって、現代の社会に同法第56条があわなくなっていることを知り、認識を新たにした。第56条の発展的解消の時期に来ているのではないかと考える。

委員B 同法第56条は、個人課税が基本の中での日本特有の規定。同法第57条も第56条に伴う例外規定。そもそも法律で解決するのは難しい課題。第56条の廃止で課題が解決し、全てうまくいくわけではない。廃止することによって出てくる弊害を担保しない限り、廃止は難しいのではないかと考える。

委員A 白色申告が帳簿の記帳の義務化により青色申告に近づいてきている。これまで不明瞭であった会計の部分は解消されたと考える。法の制度設計は請願者が検討

することではなく、国が考えること。

委員B 同法第56条を廃止すれば、同法第57条が浮いてしまう。同時に検討しないといけない。廃止は時期尚早ではないか。

委員A 裁判判例の宮岡事件の見解の中では司法も制度と実態のズレを認めている。市民から声を上げていかないといけない。

討 論

(反対討論)

討論1 例外規定である同法第56条が時代に合わなくなっていることは理解するが、第56条の廃止だけでは課題解消できない。同法第57条とあわせて考えなければならぬと考える。

特例として認められる必要経費の最高額が、現在、配偶者86万円、同居の家族は50万円となっているが、この金額を少しずつ引き上げていくことで対応すればよい。

(賛成討論)

討論2 税を取り巻く環境や社会の認識は変化してきている。白色申告が記帳の義務化により、同法第56条の目的である「帳簿の定着化」は達成したと考える。第56条の廃止に賛成する。

討論3 同法第56条が人権問題を含んでいることは外せない。労働分の対価として認められるのは普通のこと。そのような普通のこと認められないのは、やはり人権の侵害にあたる。

審査結果 不採択 (賛成少数)

議案番号及び議案名

請願第5号 職員の政治的行為の制限に関する条例の制定についての請願

議案の概要

日本国憲法第15条第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定されており、また地方公務員法第36条においても第2項で「職員は特定の政党を支持してはならず、選挙においても特定の候補者を支持したり、事件に賛成したり又は反対したりすることをしてはならず」と政治的な行為を禁止している。

本市において公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じている可能性があることにかんがみ、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、職員本人の意図に反する政治活動を排除できる可能性が向上する。

市職員や教職員による政治活動や選挙活動が行われた場合、宝塚市政に正しく市民の意思が反映されない事となり、正常な民主主義が実現されず、宝塚市民の人権を侵害することになる。

国家公務員の政治活動に対する罰則は「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっており、憲法上は同様に禁止されているにもかかわらず、地方公務員の政治活動についての罰則事項はなく、著しく憲法の精神にも反している。

憲法を遵守、宝塚市民の人権保護の観点より、宝塚市において、「職員の政治的行為の制限に関する条例」の制定を求める。

請願の項目

- 1 添付、条例案に相当する条例を制定すること
- 2 本条例の運用案を文書にて明確にし、厳格なる運用を行うこと

[添付の条例案] 職員の政治的行為の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

（政治的行為の制限）

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）は、同条第1項、第2項（同項第1号から第4号までに係る部分に限る。）及び第3項の規定により禁止し、又は制限される政治的行為 をしてはならず、並びに政治的目的（特定の政党その他の政治的団体若しくは特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、若しくはこれに反

対する目的又は公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持し、若しくはこれに反対する目的をいう。以下同じ。)をもって、同条第2第5号の条例で定める政治的行為として次に掲げる政治的行為をしてはならない。

- (1) 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること
- (2) 賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと
- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること
- (4) 多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- (6) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること
- (7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること
- (8) 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること
- (9) 勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること
- (10) 何らの名義又は形式をもって行うを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域外から本市の区域内にあてて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、「地方公務員の政治的行為に関する質問主意書」に対する国会法(昭和22年法律第79号)第75条第2項の規定による内閣の答弁(内閣衆質180第288号。)において、法は、職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもって足るとの見地から、地方公務員の政治的行為の制限については罰則を付すべきでないとの趣旨であるとの見解が示されたことを踏まえ、法第29条に基づき、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、

減給、停職又は免職の処分をするものとする。

- 2 任命権者は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条に基づき、当該教育公務員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をするものとする。

<質疑の概要>

問1 請願者は、何がきっかけで請願を提出するに至ったのか。

答1 勤労市民センター内にある教職員組合事務所付近に、安倍政権を許さないと大きく書かれたポスターが掲示されていたこと、また、市庁舎内の職員労働組合の掲示板に、沖縄の米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対するポスターが掲示されていたことから、公の施設に政治的な意味合いが強い掲示物をはる公務員の中立性に違和感を持たれて請願書を提出するに至ったとのこと。

問2 沖縄の米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対するポスターは、沖縄県民の思いを市職員労働組合としても応援したいとの思いと考える。それが何故、市民の人権の侵害につながるのか。

答2 憲法で公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないとされている。職員が政治活動を行った場合、宝塚市政に正しく市民の意思が反映されない事となり、正常な民主主義が実現されず、宝塚市民の人権を侵害することになると考えている。

問3 地方公務員法においては、職員の政治的行為についての制限は最低限のものとしてされているが、その意味を認識しているのか。

答3 認識はしている。

問4 請願項目1の条例案の第4条第2項について、紹介議員から任命権者が兵庫県であり、市に権限がないため削除して議論してほしいとのことであったが、削除するならば教職員組合のポスター掲示については議論の必要はないのではないかと。

答4 市が任命権者ではないことは、請願者に説明している。しかし、市民から職員の中立性に疑いを向けられていることに変わりはない。

問5 政治的行為の制限について、請願項目1の条例案の第4条第1項は、法の規定以上に厳しい制限を課すものになっている。法を上回る条例をつくることのできるのか。

答5 法を上回る条例は制定できない。

問6 請願の趣旨から、請願者は法を上回る制限をかける条例の制定を求めていると読

み取れる。違法な条例をつくることになるのではないか。

答 6 請願項目1の条例案の第4条第1項は、より厳格な条例をつくってほしいという思い。条例案の条文の言い回しは、請願採択後、次の段階の条例案を検討する場で議論すればよいと考えている。現時点では請願の趣旨で審査してほしい。

問 7 沖縄の米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対するポスターは、そもそも政治的目的を持った政治的行為に該当するのか。

答 7 市当局としては、類似の実例から該当しないと判断している。

問 8 請願の趣旨に、地方公務員の政治活動についての罰則事項はなく、著しく憲法の精神にも反していると書かれているが、ここで指す「憲法の精神」とは何か。

答 8 紹介議員としては、国家公務員法、人事院規則、地方公務員法を含めたすべての法の精神を指すと考えている。

問 9 公務員の政治的行為の制限に対する国や世界の動向はどうか。

答 9 市当局が把握している事項として、現在の政府は国家公務員の政治的行為の制限を最小限に止めるべきとの見解がある。また、ILOからは、日本の国家公務員の政治的行為に対する過剰な規制について速やかな解消を求める勧告が出ている。

問 10 本市で条例を制定するような立法事実があるのか。

答 10 市当局ではそのような事象は把握していない。

問 11 本市で地方公務員法に上乘せする条例は必要か。

答 11 地方公務員法は、国家公務員法が制定された後、国会での審議のうえ、現在の形で制定された経緯がある。それぞれの地方自治体が地域の実状や必要に応じて規定できるものとしている。

問 12 請願項目の条例案は、選挙の投票行為以外すべてを制限するもの。憲法第19条に抵触するのではないか。

答 12 条例案の詳細な内容については今後議論が必要と考える。

問 13 公共の建物において、誤解を招くようなポスターを掲示してもよいのか。

答 13 市としては、ポスターを掲示することについては、一定の整理が必要と考える。

問 14 大阪市で同様の条例を制定しているが、大阪市では立法事実があった。本市では具体的な立法事例はないが、予防的な意味合いが含まれると解釈してよいのか。

答 14 請願者の思いとしては予防的な思いも含んでいると考える。

問 1 5 現在の政権与党は地方公務員にも国家公務員と同様に罰則を設ける方向性にあると思うが。

答 1 5 方向性は認識している。

問 1 6 国内での判例の動きはどうか。市として把握しているのか。

答 1 6 表現の自由の観点から、過度に制限をかけるのは憲法上も問題があるとの判例が出ている。

自由討議

委員 A 請願は、違法性のある内容を含む条例の提案であり、願意だけで酌みとるのは難しい。ILOからの勧告や国内の判例の方向性にも逆行している。地方公務員は住民としての側面もあり、住民自治に影響が出てくることも考えられる。政治的行為に関しての制限は最小限であるべき。

また、権利を制限するには、立法事実が必要。現行の地方公務員法が憲法の本質に反しているという論調はおかしい。国家公務員の制限に近づけるのではなく、国家公務員が地方公務員に近づけるべきではないか。

委員 B 国家公務員も地方公務員も同じ公務員なのに、政治的行為に関しての制限に差があるのは理解できない。

委員 A 同じ趣旨の条例を制定した大阪市では、条例の目的に「政治的中立性を揺るがす事象が生じていることにかんがみ」と請願の立法事実をうたっている。

委員 B あくまで公務員は中立であるべきで、市民にとって公平でなければならない。市民からどう見えるかが問題であり、中立性を誤解されないか心配している。

委員 C 過去に共産党のビラを配布した職員が国家公務員法違反で訴えられたが、結果的に無罪となった判例がある。国際社会の人権の観点からも逆行する条例である。

委員 D 国家公務員と地方公務員に違いがあるのか。市民にとっては同じ公務員だと考える。

委員 A 公共施設に張られていたポスターが政治目的であり、政治的制限に該当するものであれば、地方公務員法で違反となる。大阪市で制定された職員の政治的行為の制限に関する条例においても違法性が疑われている。

委員E 勤務時間中に政治活動をすることや地方公務員の地位を利用して政治的行為を行うことがいけないことは当然のこと。

委員F 請願の項目1では、「条例案を制定する」ことではなく、「条例案に相当する条例を制定する」ことを求めている。また、紹介議員からは、条例案の条文の議論は次の段階だが、法の範囲内で条例を検討する旨の説明があった。形式の間違いで反対する理由はない。請願の願意を酌むべき。

委員G 紹介議員から請願の項目1に添付された条例案をそのまま受け取らないでほしいとの説明があった。添付した条例案が不備である時点で採択が難しい。一方、伊丹市や福岡市や新居浜市でも同じような条例を持っている。公務員のあるべき姿がどうなのかを問うべき。

討 論

(反対討論)

討論1 公務員とはいえ、政治的活動の制限は、憲法に抵触する。ILOからも見直しを勧告されている。制限は最小限にすべき。公務員に対する人権の侵害であり、請願趣旨も含めて反対する。

討論2 大阪市の条例より厳しい条例になる上、憲法の基本的人権の尊重に抵触する。請願の願意はなるべく酌みたいが、今回については認めてはいけないと考える。

討論3 請願の取り扱いとしても、添付された条例案まで請願の項目に含めるべきで、条例案はどうしてもいいというようには受け取れない。現在でも公務員に対して政治的行為の制限をかけ過ぎと指摘されている。請願趣旨にも反対する。

(賛成討論)

討論4 勤労市民センターに掲示されたポスターは政治的活動に該当しないとのことだったが、市民からはおかしいと思われる。類似するポスターであっても中立性を問われてしまう。誤解を招かないよう、より厳しい条例の制定は必要。

討論5 市民からの請願であるため条例案の表現には不備もある。しかし、市民から公務員の中立性に疑問をもたれているのは事実であり、請願の趣旨は理解できる。

審査結果 採択 (賛成多数)

